●厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

① ２階病棟では、急性期一般入院料４（３２床）及び地域包括ケア入院医療管理料３（２４床）を届出しています。

- １日に勤務する看護職員（看護師及び准看護師）は、１３人以上です。
- 時間帯ごとの看護職員１人あたりの受け持ち患者数は、次の通りです。
 〈日勤帯〉8：４５～１６：４５…６人以内　〈夜勤帯〉１６：４５～8：４５…１５人以内です。
- 当院では看護補助者を活用し、急性期看護補助体制加算２５対１・夜間急性期看護補助体制加算５０対１及び看護補助体制充実加算2を届出しています。
 １日に勤務する看護補助者は、５人以上（うち夜勤帯１人以上）です。

② ３階病棟では、療養病棟入院基本料１（５１床）を届出しています。

- １日に勤務する看護職員（看護師及び准看護師）は、６人以上です。
- 時間帯ごとの看護職員１人あたりの受け持ち患者数は、次の通りです。
 〈日勤帯〉8：４５～１６：４５…８人以内　〈夜勤帯〉１６：４５～8：４５…１７人以内です。
- また、１日に勤務する看護補助者は、６人以上です。
- 看護補助者を活用し、看護補助体制充実加算1を届出しています。

③ ４階病棟では、療養病棟入院基本料１（４０床）を届出しています。

- １日に勤務する看護職員（看護師及び准看護師）は、４人以上です。
- 時間帯ごとの看護職員１人あたりの受け持ち患者数は、次の通りです。
 〈日勤帯〉8：４５～１６：４５…８人以内　〈夜勤帯〉１６：４５～8：４５…１４人以内です。
- また、１日に勤務する看護補助者は、５人以上です。
- 看護補助者を活用し、看護補助体制充実加算1を届出しています。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

5. 当院は関東信越厚生局 千葉事務所に下記の届出を行っております。

① 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 急性期一般入院料４
- 地域包括ケア入院医療管理料３
- 感染対策向上加算３
- 診療録管理体制加算２
- 急性期看護補助体制加算
- 療養病棟療養環境改善加算２
- 後発医薬品使用体制加算1
- 入退院支援加算１
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 療養病棟入院基本料１
- 医療安全対策加算２
- 機能強化加算
- 医師事務作業補助体制加算１
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算
- 認知症ケア加算３
- 入院時食事療養（Ｉ）

② 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 二次性骨折予防継続管理料１
- 二次性骨折予防継続管理料２
- 二次性骨折予防継続管理料３
- 運動器リハビリテーション料（Ｉ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ｉ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 人工腎臓
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術
- 医科点数表第２章第10部手術の通則の16に掲げる手
- 酸素の購入単価
- 別添１の「第14の２」の１の(３)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- 救急医療管理加算
- がん治療連携指導料
- 救急搬送看護体制加算２
- 薬剤管理指導料
- ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
- 医療機器安全管理料１
- 導入期加算１
- 人工股関節置換術
 （手術支援装置を用いるもの）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）
 入院ベースアップ評価料
- 検体検査管理加算(Ｉ)(Ⅱ)
- 電子的診療情報連携体制整備加算2
 （入院基本料等）
- 電子的診療情報連携体制整備加算3
 （初再診料）

③ 入院時食事療養費（Ｉ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

- 当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食　午前8時、昼食　午後0時、夕食　午後6時以降）適温で提供しております。
- 食事は、一般食・治療食・流動食でも負担額は同じです。

区分	１食につき
1.一般の方	５５０円
2.住民税非課税の世帯に属する方（3.以外の方）	２７０円
3.2.のうち、所得が一定基準に満たない方など	１３０円

- 療養病棟の６５歳以上の方は、食費に光熱費（４３０円）が加わり、入院時生活療養費の負担となります。

6. 保険外併用療養費に関する事項について

① 入院医療に係る特別の療養環境の提供：1日分の料金で深夜0:00を起算としての負担となります。

病室	病棟		室料 (税込)	設備
特別室 (1床室)	2F病棟	211・212 213・215	16,500	シャワー・トイレ・洗面台・冷蔵庫・テレビ(無料)・収納設備・机・電話(有料)
特別室 (1床室)	4F病棟	502・503	2,200	浴室・トイレ・流し台・冷蔵庫・テレビ(有料)・床頭台(収納・金庫・机)・電話(有料)
2床室	2F病棟	205	2,200	床頭台(収納・金庫・机)・冷蔵庫・テレビ(有料)
2床室	3F病棟	305	1,100	床頭台(収納・金庫・机)・冷蔵庫・テレビ(有料)
	4F病棟	506		

② 入院期間が１８０日を超える入院基本料の１５%が、選定療養費となります。

- 急性期一般入院料4：１,５９７点/日の１５%、２,３９６円（税込）/日となります。

③ 薬事法に基づく承認又は認証を受けた医療機器の使用

- iASSISTポッドキットを利用した場合、１４８,０００円（税込）/件となります。

7. 保険外負担に関する事項について

① 文書料は、診断書の内容により料金が異なりますので、詳細は1F入院事務にてご確認下さい。

② パジャマ代等は、入院時必需品レンタルシステム（ＣＳセットＲ）のご利用をお願いしております。

③ 理美容代２,１００円（税込）理美容業者にお支払いとなります。

④ エンジェルケアの料金は、１６,５００円～３３,300円（税込）となります。

8. 各取り組み事項について

① 患者相談窓口について

当院では「患者相談窓口」を1F事務窓口に設置していますので、お気軽にご利用下さい。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、内容に関すること等、患者様の立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。

② 院内感染防止対策に関する取り組みについて

1) 院内感染対策に関する基本的考え方

病院の理念に基づき、適切な院内感染防止対策を病院全体として取り組み、患者様や医療従事者の感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2) 院内感染対策のための組織に関する事項

院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために「感染対策委員会」を設置し、 毎月1回、または必要時に随時会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。 さらに、「感染対策チーム（以下、ICT）」を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3) 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。また、感染対策に関するマニュアルにより、感染防止のための基本的考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。

4) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を週報として報告し注意喚起を行います。ICT感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行っています。

5) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。

また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6) 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる時期には、病院ホームページやポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。

7) その他の当院における院内感染対策の推進のための必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルを見直し、改訂を行います。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

④ 機能強化加算について

当院では、地域おけるかかりつけ医機能として、健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の対応を行っております。

⑤ 医師事務作業補助体制加算について

当院では、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善として、医師事務作業補助者（メディカル・クラーク）の外来診療補助や病棟回診同行、他職種との業務分担に取り組んでいます。

⑥ 急性期看護補助体制加算について

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善として、看護職員と他職種との業務分担、看護補助者の配置、短時間正規雇用の看護職員の活用、妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮、夜勤負担の軽減等に取り組んでいます。

⑦ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、マイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用する事により、質の高い医療の提供に努めています。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

算定した診療報酬の項目等を記載した明細書を無償で発行しております。

⑧ 一般名処方加算について

一般名処方（商品名ではなく、成分名で表記した処方箋）を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

⑨ 長期収載品の選定療養費について

令和6年10月1日より、患者様が後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく制度です。ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や後発医薬品の提供が困難な時などは対象外となります。

9. その他

① 当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

② 当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等をおこない院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。

③ 当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

④ 当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

⑤ 当院では、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として、次の事に取り組んでおります。

1) 医師と医療関係職種における役割分担に対する取組み。
2) 医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み。
3) 医師の負担軽減に対する取組み。
4) 看護職員の負担軽減に関する取組み。

⑥ 当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。

医療法人成春会 北習志野花輪病院

病院長　根　本　昌　幸